

パキスタン 資本取引

| | |
|---|----|
| 1. 外貨口座（外国為替マニュアル第 6 章） | 2 |
| (1) 口座開設 | 2 |
| (2) 外貨口座開設のための特別許可 | 3 |
| 2. 輸入取引を除く商業送金（外国為替マニュアル第 14 章） | 4 |
| (1) 外国銀行/会社による利益の送金 | 4 |
| (2) 非居住者株主に対する配当金の支払い | 6 |
| 3. ローン、当座貸越、保証（外国為替マニュアル第 19 章） | 7 |
| (1) ローン、保障に関する規定 | 7 |
| (2) 外国管理会社 | 8 |
| (3) 外国管理会社に対する運転資金用の貸付に関する一般許可 | 8 |
| (4) 国内での設備資金（Capital Expenditure）の調達 | 9 |
| (5) 外国籍個人の借入れ | 9 |
| (6) 非住居者の保証、海外担保物件に対するローン・当座貸越 | 10 |
| (7) 民間外貨建てローン | 10 |
| (8) 輸出資金調達のための外貨ローン | 10 |
| (9) 運転資金、その他の目的のための外貨建てローン | 11 |
| 4. 有価証券（外国為替マニュアル第 20 章） | 12 |
| (1) 有価証券の輸入 | 12 |
| (2) 外国有価証券の輸出 | 12 |
| (3) パキスタン有価証券の輸出 | 12 |
| (4) 有価証券の非居住者への譲渡 | 12 |
| (5) 一般免除 | 13 |
| (6) 株式発行手続き | 14 |
| (7) 外国居住者に対する本国非送金ベースによる有価証券、ナショナル投資信託（NIT） ユニットの発行および同ベースにおける譲渡 | 16 |
| 5. その他 | 17 |
| 2021 年輸出円滑化スキーム | 17 |

1. 外貨口座（[外国為替マニュアル第6章](#)）

（1）口座開設

外国為替認定銀行は中央銀行の事前の許可なく以下の外貨口座を開設することができる。

- ① 二重国籍を含む国内居住もしくは海外在住パキスタン人
- ② 海外居住・国内居住の外国人
- ③ 居住者と非居住者の共同預金口座
- ④ 全ての公認外交団および外交官
- ⑤ 国内の全ての国際機関
- ⑥ パキスタン国内で設立および営業している商社/会社。外国株式保有の場合も含む
- ⑦ 所得税を免除されている慈善団体、基金等
- ⑧ 外資系企業のパキスタン国内にある支店
- ⑨ 外国在住両替業者。銀行もしくは金融機関により所有されている業者を含む
- ⑩ 銀行もしくは銀行が所有する金融機関以外の、海外にて設立および営業を行っている全ての外国法人で、外貨口座を開設する資格のある者によって所有されていることが条件。
- ⑪ 2002年7月30日付けの外貨通達9号（FE Circular 9）により、中央銀行から免許を得た両替業者。

ただし、この便宜措置はパキスタン国内乗り入れ、もしくは経由して運航しているか、あるいは国内で通行料および運賃を徴収している航空会社および船舶会社並びに外貨取扱業務を許可されている投資銀行、リース会社およびモダラバ会社（無利子、損益勘定）には適用されない。上記①～⑪の外貨口座開設は、次の資金が入金されないことを条件とする。

- ・ 中央銀行の一般または特別許可のもと借り入れした外貨（これの預金に関し許可を得ている場合を除く）
- ・ パキスタンから輸出した貨物の代金
- ・ 非居住者に対して発行もしくは売却した有価証券の収入
- ・ パキスタン国内に於いて、またはパキスタンより提供したサービスに伴う報酬
- ・ 海外居住のパキスタン人が投資している銀行を含むパキスタン企業の海外事務所又は支店の所得や収益
- ・ パキスタン国内の外国為替認定銀行や両替業者から何らかの目的のために購入した外貨

なお、2018年4月12日付けの[EPD通達5号](#)により、パキスタン在住のパキスタン人の外貨口座には、口座保有者が2001年所得税条例（法）で定義されている納税申告者である場

最終更新日：2024年2月21日

合にのみ外貨現金を預け入れることができることとなった。同様のことが2019年4月19日付け [EPD 通達 7号](#)でも明確化された。

外貨価値口座 (FCVA) (外国為替マニュアル第6章8A)

連邦歳入庁 (FBR) に正式に海外資産を申告した居住者のパキスタン人と同様に、非居住者のパキスタン人が、本国送金可能ベースで外貨建て政府登録債務証券に投資することを容易にするため、別カテゴリーの外貨口座が導入された。

認定銀行は、次の「外貨価値口座」を開設できる。

- a) 非居住者の個人パキスタン人およびパキスタンオリジンカード (POC) を所持する非居住者。
- b) 直近の税務申告で連邦歳入庁 (FBR) に申告した富のステートメントに従って、海外で保有する資産を正式に申告した居住者の個人パキスタン人。

(参照：[FE Circular No. 02 of 2020](#) および [EPD Circular Letter No. 23 of 2020](#))

非居住者ルピー価値口座 (NRVA)

非居住者パキスタン人 (NRP) が、デジタル手段を介して非居住者 PKR 口座を開設および運用し、パキスタンの証券取引所に上場されている株式、住宅および商業用不動産、パキスタン政府債務、本国送金可能ベースの認定銀行の定期/利付預金商品に投資することを促進するために、「NRP ルピー価値口座 (NRVA)」という名前の PKR 口座の別のカテゴリーが、次の3つのカテゴリーで導入された。

- a) 非居住者ルピー口座-本国送金可能 (NRAR)
- b) 非居住者ルピー口座-本国送金不可 (NRAN)
- c) 非居住者パキスタン人限定の NRP ルピー価値口座 (NRVA)
- d) 非居住者パキスタン人ビジネス価値口座 (NRPBVA)
- e) 外貨ビジネス価値口座 (FCBVA)

(参照：[FE Circular No. 03 of 2022](#))

これらは以下のために開くことができる：

- a) 非居住者のパキスタン人 (NRP)。
- b) パキスタンでの就労ビザ/許可を取得した者を除く外国人。
- c) パキスタン国外で設立/登録されている企業など。

(参照：[FE Circular No. 01 of 2020](#) および [FE Circular No. 04 of 2022](#))

(2) 外貨口座開設のための特別許可

- ① 外国石油・鉱物資源探索会社および外国請負業者並びに外国下請業者等は、F.E.25 計

最終更新日：2024年2月21日

画（[1998年25号通達](#)）に基づき外貨口座もしくは特別外貨口座の開設が可能。ただし外国人・非居住者の給与を含めパキスタン国内における全ての出費は、契約により受け取ったルピー貨、または本店から送金された資金・外貨口座の資金を銀行間相場で換金したルピー貨のみで、支払を行う事が条件となる。

- ② a) 外国資本や外貨建て貸付を調達する会社は、外国資金の調達源に関する情報の提出及び外国通貨建てで必要な預金額を提示することにより、外国為替認定銀行から同資金の受領と保持のための特別外貨口座の開設許可を得ることができる。
- 本外貨口座の資金は、外国為替マニュアルに記載されている指示に則った支払い（輸入、コンサルなど）で、口座名義人の事業に関する支払いのためのみに使用できる。その他の場合には、銀行間相場でルピーに換金する必要があるため、外貨手形での引き出しは認められない。
- b) 当該外国為替認定銀行は、輸入関連書類、インボイス、契約書等とともに、所定の書式（付属書類 V-5）による月次明細書を提出する必要がある。

2. 輸入取引を除く商業送金（[外国為替マニュアル第14章](#)）

(1) 外国銀行/会社による利益の送金

パキスタンにある外国銀行支店より外国にある本店に利益の送金を行う申請は、中央銀行に以下の証拠書類と共にフォーム"M"をもって行うこと。

- ① 銀行政策規制部の NOC
- ② 規制上の資本、流動性、引当金要件に適合している、国内支店の監査済貸借対照表、損益計算書および財務諸表
- ③ 本年度および過去年度中の暫定納税準備高とその算定方法
- ④ 計算書に基づき準備された納税準備金が、国内での納税義務を十分に果たすことができることを記したとの国内監査官よりの証明書。もしくは税務当局より認証最終課税命令書（assessment order）のコピー
- ⑤ これまで中央銀行に提出していない場合、過去年度の最終課税命令書
- ⑥ 会計締切りの際、スタッフに対する積立（準備）金についての監査人からの証明書また準備がない場合はその理由。
- ⑦ その他/雑収入と本店経費の詳細（もし、財務諸表に別々に記載されていない場合）
- ⑧ 本度の本店経費として請求/申請された金額（もし会計上、別々に表示されていない場合）と同金額の計算根拠。加えて、税務当局に申請した過去3年分の本店経費の金額
- ⑨ 本年度における項目別資産に対する見積もり
- ⑩ 項目別資産用に見積もった金額が中央銀行の諮問法令に基づき必要とされる準備金額

を上回ることを確認書

- ⑪ 本店経費に計上された金額に、支店に提供された商品・サービスの実費に対する利息が含まれていないことの外部監査人による証明書
- ⑫ 本店経費については、移転価格が OECD ガイドラインに準拠していることを証明するため、経費の配賦根拠及びグループ／本社の外部監査人の証明書が必要
- ⑬ そのほか、申請者の現地外部監査人は、受領したサービス／納品物について、すべての FBR 規則／規制（移転価格を含む）の遵守とともに証明する
- ⑭ 十分なキャッシュフローがあり、利益送金／本店経費を賄うための資金調達が必要であることを確認する
- ⑮ 随時改正される 2001 年所得税法第 105 条(2)に基づく本店経費の計算を示す外部監査人による証明書
- ⑯ 今年度および前年度の損益勘定の貸方に記載された現金化されていない・未収収益の項目別詳細
- ⑰ 今年度に現金化された過去年度の現金化されていない・未収収益の項目別詳細

銀行を除く外資企業の、国内支店による海外本店への送金可能純益の送金申請は以下の情報・書類と共にフォーム"M"をもって提出すること。

- ① 国内支店の監査済貸借対照表、損益計算書および財務諸表（当該年度と最新年度の注記を含む）
- ② 本店の監査済整理貸借対照表および損益計算書（申請書作成時に入手できない場合、後から提出すること）
- ③ 外部監査を受けた本店会計の調整
- ④ 本年度および過去年度中の暫定納税準備高とその算定方法。
- ⑤ 計算書に基づき準備された納税準備金が、将来発生する可能性のある税務上の偶発事象を含む、国内での納税義務を十分に果たすことができることを記した国内監査官からの証明書。
- ⑥ 未提出の場合には、前年度の最終課税命令書
- ⑦ 会計締切りの際、スタッフに対する積立（準備）金についての監査人からの証明書。また準備がない場合はその理由
- ⑧ 財務諸表に個別に記載されていない場合は、その他／雑収入および本店経費の詳細。
- ⑨ 本年度の本店経費として請求/申請された金額（もし会計上、別々に表示されていない場合）と同金額の計算根拠。加えて、税務当局に申請した過去3年分の本店経費の金額
- ⑩ 国内で追加固定資産を得た場合、当該期間中における追加資産及び利用した財源もしくは融資の全明細
- ⑪ 送金に銀行融資がどの程度必要か、また、十分なキャッシュフローが確保されており、

利益・本店経費の送金に必要な資金を融資で調達する必要がないことの確認

- ⑫ 初めて申請を行う場合、申請会社はパキスタン国内に存在し1963年10月3日以前より営業活動を行っていることにつき、中央銀行を納得させるための証拠書類を提出すること。また1963年10月3日以降パキスタン国内に設立された外国商社および会社の支店に関しては、国内で営業活動を行うことにつき許可する旨のパキスタン政府投資庁よりの許可書の原本かコピーを他の書類と共に申請書に添付し提出
- ⑬ 利益を分割して送金する場合は、その予定表を記入

銀行、保険会社、航空会社および船舶会社以外の会社が中央銀行の事前許可なく利益の送金を可能とする制度の利用を希望する場合、中央銀行投資課課長に、送金を依頼する銀行名を明示すること。中央銀行は送金可能金額の確認を条件に、関連銀行に当該会社の外国本店に利潤の送金を許可する。上記送金の報告をする際、指定された外国為替認定銀行は関連フォーム"М"に全ての関連書類（税務・法務関連コンプライアンスおよびコンプライアンスに関する外部監査人からの証明書を含む）を添付すること。

(2) 非居住者株主に対する配当金の支払い

外国為替認定銀行は中央銀行の事前許可なく、国外在住の株主に配当金を送金することを許可されている。ただし、配当金を送金したい企業が自社の送金業務をになう外国為替認定銀行を指定し、その業者が同社の送金業務をする許可を中央銀行より得ている必要がある。

中央銀行より事前許可なく配当金の送金を行う便宜措置を利用したい会社は、送金を実行する銀行名をカラチ中央銀行為替政策局投資課に通知しなければならない。

中央銀行は、同社より銀行名の通知を受けた後、指定された銀行に対し同社の国外在住株主へ事前許可なく配当金を送金する許可を与える。

外国為替認定銀行は、配当金の送金を許可する前に、以下のことを確認しなければならない。

- ① 当該株式が中央銀行からの許可の下にインド国籍以外の非居住者に保有されており、外国の住所に登録されていること。
- ② 当該株式は、非居住者が配当金の本国送金を請求しないという約束の下に取得したものではないこと。
- ③ 配当金の送金申請は税引き残高であること。外国為替認定銀行は、当該申請の監査証明書が正当な監査会社より発行されたものであることを確認しなくてはならない。

指名された外国為替認定銀行は、配当金の送金を許可する前に、以下の書類を確認しなければならない。

- ① 当該会社の監査役により証明された所定のフォーム（付属 V-54）で3部より成る申請書。全国外株主に支払う配当金の申請は、一つの申請となる。当該会社の監査役が一部の株主について権利を承認していない場合は、同監査役の但し書きを加えたうえで、申請書を認証すること。未解決のケースに関する取得資格は、係争が終了した後、補足の総合申請書を通じて解除できる。
- ② 配当金申請にかかわる関連年度の当該会社の監査済み財務諸表の証明済コピー2通。もしくは中間配当に関連する期間の財務諸表のコピー2通。
- ③ 配当金を公表する株主/理事会決議の証明済原コピー
- ④ 一部の株主が免税を請求する場合、管轄税務当局より上記に関する証明書を発行しなければならない。

月例為替収入報告書において、上記権限の下に認可された送金の報告を行う際、外国為替認定銀行は監査済年間/中間損益勘定および貸借対照表のコピー一部および証明済理事会/株主決議の原コピーと共に関連フォーム"M"と補助申請書（付属 V-54）を添付すること。株主が外国居住者で送金が外国通貨で行われる場合、送金は関連通貨報告書に従って異なるフォーム"M"によって報告されなければならない。関連月例通貨計算書については、異なる通貨で行われた送金に対し、申請書（付属 V-54）の第10段に記載されなければならない。また申請書は補助書類と共にいかなるフォーム"M"にでも添付することができる。申請書の控えは関連外国為替公認業者の記録として保管される。

外国為替認定銀行は、パキスタン国内の会社の株式を、非外国送金ベースで保有している在外株主（インド国籍以外）への配当金の支払を、同外国為替認定銀行もしくはほかの外国為替認定銀行のもとにある非居住者個人ルピー貨口座に振り込むことを許可できる。非居住者口座に振り込むことにより在外株主への配当金の支払を行う外国為替認定銀行は、このために同非居住者ルピー貨口座を開設している外国為替認定銀行に対し支払手段を指示する。支払指示を得た外国為替認定銀行は取引を月例為替報告書にて報告する。

3. ローン、当座貸越、保証（[外国為替マニュアル第19章](#)）

（1）ローン、保障に関する規定

パキスタン国外に居住する者が直接的または間接的に支配する企業（銀行、開発金融機関、マイクロファイナンス会社を除く）、およびパキスタン国外に留保された保証や担保を条件とする居住者への融資、当座貸越、信用供与、外貨での融資や当座貸越の取得、居住者のために非居住者に代わって保証を行うことは、1947年外国為替管理法第18条第2項および第4条、第5条により規制されている。（同第19章1）

(2) 外国管理会社

本項における「会社」とは商店、支店、会社や商店の事務所が含まれ、次のような場合には、「外国居住者」により直接もしくは間接に管理されているものと見なされる。

- ① 外国で設立された会社の支店である
- ② パートナーシップの場合、(イ) パートナーシップ資本の50%以上が外国人により所有されているか、(ロ) 過半数の共同経営者が外国人の場合
- ③ パキスタンで設立された会社の場合、(イ) 50%以上の株式が外国人により購入されている場合、(ロ) 取締役会の50%以上が外国人の場合。株式保有率が同じ場合は、代表取締役がパキスタン国籍であれば、その会社はパキスタンの管理会社と見なされる。

非居住者とは、一年間の内、パキスタンでの滞在期間が合計で183日未満の者で、これには以下が含まれる。

- a) 海外在住のパキスタン人。
- b) パキスタンで働くための就労ビザ/許可を取得している者を除く外国人。
- c) パキスタン以外で法人化/登録されている企業など（銀行を除く）。

パキスタン以外に居住する個人や企業の口座は、非居住者口座となる。外国居住者による直接／間接に管理されている企業に対する貸付は制限される（銀行業者を除く）。

非居住者は、中央銀行の特別許可なしに現地通貨で借り貸しをすることはできない。（同第19章4）

外国為替認定銀行は、中央銀行の事前承認なしに、担保の有無にかかわらず、パキスタン内外で外貨建ての貸付・当座貸越を提供しないこと（FE-25 ローンを除く）。

（同第19章6）

借入の清算は、通常の銀行ルートを通じて送金された外貨以外では清算できない。

（同第19章3 (i)）

(3) 外国管理会社に対する運転資金用の貸付に関する一般許可

2017年会社法に基づいてパキスタン国内に登録されている外資系企業は、株式の購入（買収、融資、合併、少数株主持分の取得目的）を除くあらゆる目的のためにパキスタン・ルピーを現地から借り入れることができる。

（同第19章2）

Private Sector Borrowings from Abroad (PSBA)

「PSBA」とは、商業信用、サプライヤーズ・クレジット、バイヤーズ・クレジット、運転資本の融資、企業間貸付、外貨建債券の発行など、パキスタンの民間セクターの借り手が外国の貸し手から調達した転換可能な外貨建ての借付を指す。各種の PSBA はマニュアルに指定された指示に従うこと。

運転資本用の PSBA は、パキスタンで設立/運営されている企業が運転資本用に必要な外貨を得るために調達することができる。ただし、このカテゴリーの PSBA の満期は、1 カ月から 1 年となる。ローンは最短 1 カ月でのロールオーバーできる。

ブリッジファイナンス用の PSBA は、未払いのプロジェクト費用と、予定されている FCY 資本またはプロジェクト資本用 PSBA からの支払いの遅延から生じる資金不足に対応するためにのみ取得できる。このカテゴリーの PSBA の満期は、6 カ月から 1 年となる。

(同19章, IV Part-B 7)

新興企業が海外から転換社債を調達しやすくするため、新しい融資のカテゴリーが導入された (同第 19 章 7)。

(4) 国内での設備資金 (Capital Expenditure) の調達

2017 年会社法に基づいてパキスタン国内に登録されている外資系企業は、株式の購入 (買収、融資、合併、少数株主持分の取得目的) を除くあらゆる目的のためにパキスタン・ルピーを現地から借り入れることができる。

(同 19 章 2)

プロジェクト資金用の PSBA は、新規プロジェクトの設立、プラントおよび機械の輸入、既存プロジェクトの近代化/拡張、特許の購入・取得、免許や商標の運用、に関連する費用、技術的専門知識の調達、既存の PSBA の返済など、中小企業 (SME) およびインフラ関連のプロジェクトを含むすべての分野におけるプロジェクトの資本コストのために取得できる。このカテゴリーのローンの満期は 3 年以上でなければならない。

(同 19 章 7 (ii))

(5) 外国籍個人の借入れ

国内在住外国人への貸付の場合、不動産の購入および中央銀行または法律によって制限さ

れている目的以外の、ルピー建てローンを貸付することができる。

(同 19 章 3)

非居住者は、中央銀行の特別許可なしに現地通貨で借り貸しをすることはできない。

(6) 非住居者の保証、海外担保物件に対するローン・当座貸越

非居住者への外貨またはルピー建ての支払いが含まれる保証の提供や L/C・スタンバイ L/C の開設には中央銀行の事前承認が必要である。

(同 19 章 5)

(7) 民間外貨建てローン

「PSBA」とは、商業信用、サプライヤーズ・クレジット、バイヤーズ・クレジット、運転資本の融資、企業間貸付、外貨建債券の発行など、パキスタンの民間セクターの借り手が外国の貸し手から調達した転換可能な外貨建ての借付を指す。各種の PSBA はマニュアルに指定された指示に従うこと。

(同 19 章 7)

(8) 輸出資金調達のための外貨ローン

海外からの外貨貿易金融 (Foreign Currency Trade Financing from Abroad : FTFA)

「FTFA」とは、海外のサプライヤー/バイヤー、銀行、および金融機関が、輸出入のために必要な L/C やその他契約上の必要事項を満たすために直接提供したクレジットを指す。

(同 19 章 i) Part-C 8)

パキスタンからの商品の輸出のために海外バイヤーと確約/契約を結んでいる借り手（輸出者）は、その輸出のために、確約/契約額の範囲内の FTFA を、適格な貸手から交換可能通貨で取得することができる。

このようなローンの最大保有可能期間は、輸出収入の本国送金のため一般的に定められた期間に加えて、さらに 60 日間。為替リスクは借り手が負担する。

(同 19 章 iii) Part-C 8)

FTFA に基づくすべてのローンは、すべての条件を確認した後、SBP に登録される。ローン登録に必要な条件と最低限必要な書類のリストは、本章のパート F に記載されている。

(同 19 章,(i) (C) Part-C 8)

FTFA を得る資格のある借り手は、500 万ドルを超える取引に対する輸入 L/C およびその

他の海外契約義務を満たすために FTFA に基づく輸入ローンを取得できる。このローンの満期は最低2年となる。

(同 19 章 ii) Part-C 8)

借入コストの上限には、当該標準金利の差額や、ローン関連の保険料、および外貨で支払うその他ローン関連の手数料が含まれる。(現地通貨で支払うコミットメント・フィーやその他の費用・経費・手数料は除く)。

(同 19 章, Part (C) 8 ii) (a))

輸出業者がこの制度を利用する場合、同じ輸出契約に対し、パキスタンの銀行および「輸出借換制度」に基づく制度から現地通貨での輸出金融を取得できなくなる。

外貨建て融資は、海外から受領した時点で、パキスタンの外国為替認定銀行でルピーに換金され、外貨口座には保管されない。

外貨ローンは、関連する輸出収入から利子とともに返済される。

(同 19 章, Part (C) 8 iii) (b))

(9) 運転資金、その他の目的のための外貨建てローン

「PSBA」とは、商業信用、サプライヤーズ・クレジット、バイヤーズ・クレジット、運転資本の融資、企業間貸付、外貨建債券の発行など、パキスタンの民間セクターの借り手が外国の貸し手から調達した転換可能な外貨建ての借付を指す。各種の PSBA はマニュアルに指定された指示に従うこと。

(同 19 章 7)

貸し手：

PSBA は、外国銀行、国際資本市場、多国間金融機関 (IFC、ADB など)、政府所有の開発金融機関、輸出信用機関、プラント・機械のサプライヤー、親会社・関連会社など、国際的に認められた信頼性のある組織から調達が可能。資格のある借り手は、「マネーロンダリング防止 (AML)」および「テロ資金供与対策 (CFT)」の国際基準 (金融活動作業部会ガイドライン) に準拠する融資機関/貸し手からのみ資金を得ること。

(同 19 章, Part (B) 7 i) (b))

担保：

PSBA は、健全性規制およびその他の該当指示の順守を条件として、借入対象者またはそのスポンサーが所有する動産・不動産を担保とすることができる。

PSBA の登録：

最終更新日：2024年2月21日

すべての PSBA は、中央銀行の為替政策部（Exchange Policy Department）に登録する必要がある。中央銀行は、借入契約を登録し、ローン登録番号（LRN）を発行する。登録された PSBA の修正/リスクジュールは、為替政策部に通知すること。

ローンを登録するための前提条件と最低限必要な書類のリストは、本章のパート F に記載されている。

外国為替マニュアルに記載されている PSBA カテゴリーのいずれにも該当しない、または構造基準から逸脱した外国ローンは検討/承認のため中央銀行に照会する必要がある。

4. 有価証券（[外国為替マニュアル第 20 章](#)）

1947 年外国為替管理法において、「有価証券（Security）」は 1920 年証券法に定義されている株式や債券（社債、国債）、有価証券、投資信託のユニットまたはサブユニットの預託に係る預託証券、と定義されている。政府の約束手形以外の約束手形は含まれない。

（1）有価証券の輸入

同法においてパキスタン・外国有価証券いずれの輸入においても、制限はない。

（2）外国有価証券の輸出

パキスタン国籍の国内居住者は、外国為替規則に違反したものでない限り、外国有価証券を所有できる。ただし、中央銀行から許可なしで国外へ持ち出すことは禁止されている。外国有価証券を所有するパキスタン人居住者で、当該有価証券を銀行、仲買人もしくは海外代理人に売却あるいは譲渡等の目的で送付しようとする者は、外国為替認定銀行を通じ中央銀行に許可を申請しなければならない。

一定期間内にパキスタンに返送されるか、外貨での売却収入がパキスタンに送金されることを保証する外国為替認定銀行を通して送付される場合には、同有価証券の輸出が許可される。

（3）パキスタン有価証券の輸出

外国居住パキスタン人が保有するパキスタンの有価証券を、国外へ送付／持ち出しを希望する場合は、中央銀行の許可が必要である。

（4）有価証券の非居住者への譲渡

非居住者への有価証券の譲渡、有価証券の利子送金は、中央銀行の許可がない限り禁止されている。上記禁止条令は、①居住者／非居住者の保有する全てのパキスタン有価証券（パキ

最終更新日：2024年2月21日

スタン・ルピーでの支払い／パキスタン国内での登記を明記された有価証券)、②パキスタン人の保有する外国有価証券の譲渡についても適用される。海外居住者が受取人となる場合、海外での借入などのために有価証券を担保とすることも禁止されている。

パキスタン国内で登録されている有価証券の場合、関係企業が外国居住者へ譲渡する場合は、中央銀行からの許可が必要。

(5) 一般免除

特定のケースでは、非居住者に対する有価証券の発行、譲渡、輸出に関し、中央銀行は一般的免除規定を設けている。有価証券に対する支払いは、通常の銀行ルートからの外貨送金で支払われるか、株式応募者（購入者）がパキスタン国内に保有する外貨預金口座より支払われる必要がある（特別配当株の発行、株式譲渡の場合を除く）。上場有価証券の場合、購入価格は証券取引所の相場価格かそれ以上、非公開有価証券の場合は公認会計士によって証明された株式の最終値以下であってはならない。

<A> 対象者

- ① パキスタン国籍の外国居住者
- ② 国内もしくは外国居住のパキスタン国籍との二重国籍保有者
- ③ 国内もしくは外国居住の外国国籍を有する者
- ④ 外国で登録され営業している会社、企業（共同経営を含む）、トラスト、投資信託、私募ファンド（外国政府により所有または管理されている企業を除く）

 条件

- ① 会社の事業内容にかかわらず、ムダラバ（非利息投資銀行）、信託銀行を含む公募による新株発行
- ② 会社の事業内容にかかわらず、国の株式取引所に上場されている株式やファンドのユニットの譲渡
- ③ 株式会社や有限会社による外国人投資家への新規や最初の株式の非公開斡旋
- ④ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタルのファンド・マネジメント・サービスを提供するために SECP から認可を受けた私募ファンド・マネジメント会社が設立・運営する私募ファンドの新投資口発行のための私募
- ⑤ SECP（パキスタン証券等取引委員会）から資産運用サービスの認可を受けた資産運用会社（AMC）が運用するオープンエンド型スキーム（OES）として登録された投資信託のユニットを発行する。
- ⑥ 上記③④および⑤に該当する会社の株式・ユニット未済株式の譲渡
- ⑦ 「パキスタン国外に居住する者」が本国送金可能ベース（repatriable basis）で保有す

最終更新日：2024年2月21日

るパキスタンの証券を、パキスタン国外での支払いに基づいて、他の適格な「パキスタン国外に居住する者」に同じ本国送金可能ベースで譲渡する。

- ⑧ 中央銀行の許可に従って「外国居住者」が本国送金可能ベースで保有している株式の、優先株及び特別配当株の発行 「パキスタン国外に居住する者」が株式/ユニットを本国送還ベースで保有する場合、中央銀行の一般的または特別な許可に基づき、権利株式やボーナス株式の発行、ボーナスとしての追加ユニットの発行、およびまたは配当金の再投資。
- ⑨ 上記<A>③に規定されている者に対する政府有価証券の発行
- ⑩ ルピー貨法人債務証書（出資証券・融資証券等）の発行または譲渡

上記<A>・の免除規定に従って「外国居住者」に対し株式の発行を行う、もしくは株式譲渡の登録を行う企業、および上記の方式で発行又は譲渡された株式の買い手と売り手は1947年外国為替管理法の第18条第(1)項に規定されている制限措置の施行から免除される。

(6) 株式発行手続き

企業が、本国送金可能ベースの公募で新株を発行する場合、国内外の銀行に外貨で支払いを受けるための外貨口座を開いてもよい。公募に失敗した場合は払い戻しも許されている。公募に成功した場合には株式割当の1週間以内に同口座を閉鎖しなければならない。申込金がパキスタンへ送金された証拠として、収入実現証明書（Proceeds Realization Certificate, PRC）が付録 V-95 に定める書式で指定外国為替認定銀行に原本を提出するために外国為替認定銀行から発行される。

申込金がパキスタンへ直接送金され、企業のルピー口座へ入金された場合、収入実現証明書（PRC）に記載されたルピー金額分の株式が、発行される。

非居住者であるスポンサーが供給した工場や機械の価値に対して株式を発行する場合、為替権利証明書の発行を受けるためには、インボイス原本、入国手形原本、船荷証券または航空貨物運送状のコピー、パキスタン貿易開発庁からの輸入許可証/輸入認可証（該当する場合）などの輸入関連書類とともに、外国為替認定銀行を通じて、外国為替業務部の地域事務所へ申請書を提出する必要がある。為替権利証は、税関に入国手形を提出した日の銀行間売買レートの平均で、外国為替業務部地域事務所から発行される。地域事務所によって為替権利証明書が発行されると、証明書に記載された金額を上限として、非居住者のスポンサーに株式を発行することができる。

外国居住の出資者が、出資金を外貨で支払い、その支払いがパキスタンの外国為替認定銀行

最終更新日：2024年2月21日

のもとにある外貨口座に保持される場合、同銀行は外貨口座への入金日の為替買相場を示す預金証明書（COD）を発行する。同口座に入金後、証明書に示されている為替レートに基づき、相当ルピー分の株式を発行する。

外国居住株主/ユニット所有者に株式/ユニットが発行/譲渡された際、同社は発行/譲渡の60日以内に下記関連資料とその他の法的文書、すなわち定款、法人設立/登記証明書などとともに App. V-95 または App. V-96 用紙を指定の公認外国為替業者へ提出し、通知する必要がある（未提出の場合）。：

- ① 前（6）項①のもと、普通株式を公募発行した場合：パキスタン証券取引委員会（SECP）の許可書のコピー、PRCの原本。
- ② 前（6）項③のもと、パキスタンへの送金に対し、私募による株式の発行の場合：PRCの原本。
- ③ （6）項(3A)に基づくファンドのユニット発行の場合、PRC原文。
- ④ （6）④に基づく権利株式の発行の場合、PRCの原本に取締役会決議のコピー。
- ⑤ 前（6）項⑥のもと、特別配当株/ユニットの発行の場合：App. V-96、取締役会の決議コピー、特別配当株/ユニットの発行が既存の該当法令を遵守していることを示す監査人の証明書、該当年度の監査済み会計報告。
- ⑥ 前（7）項③に基づき、工場および機械設備という形で拠出された資本に対して普通株式を発行する場合、外国為替業務局の地域事務所が発行した為替権利証明書（原本）。
- ⑦ 設備機械の輸入のため外貨口座に送金された資本に対する普通株式の発行の場合：口座のある銀行の証明書の原本。工場および機械の輸入のために外貨建て口座に預けられた資本を担保として前（7）項④に基づき普通株式を発行する場合、口座保有維持銀行発行の預金残高証明書（原本）。
- ⑧ 前（5）項②のもと、上場株式を譲渡する場合：株式取得価格と譲渡手数料に関する証券会社のメモと Proceeds Realization Certificate の原本。株式の売却が非公開である場合は、取引文書と取引当日の証券取引所株価を備えること。（6）項②に基づく上場株式の譲渡の場合、株式代に関する証券会社のメモおよび PRC、譲渡印紙代（いずれも原本）。株式の譲渡が個人間で交渉された場合、その取引と取引日の証券取引所における株価を証明する書類。
- ⑨ 前（5）項④のもと、非上場株式を譲渡する場合：価格を示す監査人の証明書の原本、該当年度の監査済み会計報告書のコピー、株式売却価格の合意書、株式取得価格と譲渡手数料に関する Proceeds Realization Certificate の原本。（6）項④に基づく非上場会社の株式/ユニットの譲渡の場合、解散価値または純資産価値の監査証明書（原本）、各年度の監査済み決算書のコピー、合意された売却価格の証拠書類、株式

最終更新日：2024年2月21日

／ユニットの原価に関する PRC の原本、および譲渡印紙代（該当する場合）。

- ⑩ 前（6）＜B＞⑤に基づき、非居住者から他の非居住者へ、パキスタン国外での支払を条件として株式/ユニットを譲渡する場合、譲受人および PRC による譲渡印紙税の証明書（いずれも原本）。
- ⑪ 国債の発行、前（6）項＜B＞⑦および⑧に基づく債券の発行/譲渡の場合、PRC の原本に関連書類のコピーを添付すること。
- ⑫ さらに、外国居住投資家への有価証券の輸出に関するデューディリジェンスを高めるために、外国為替認定銀行は、既存の要件に加えて、同投資家に関する文書/情報を提出する必要がある。

外国為替認定銀行は、このようなケース、および前述のパラメータにすでに登録されている非居住者の証券について、投資/配当の詳細とともに一元的に記録/データを保持し、SBP によるオンライン検査/オフサイト監視のために更新するものとする。

上記の手続きを遵守することを条件として、送金ベースで非居住者のために株式/ユニットの譲渡を発行/登録する会社は、指定された認定銀行を通じて株主/投資主に株式/ユニット証明書を輸出することができる。認定銀行は、以下の送金も認めるものとする。

- ①第 14 章で認められている、適用税額控除後の配当金。
- ②仲介手数料および税金を差し引いた投資解除代金

認定銀行は、「パキスタン国外に居住する個人／法人」が登録・保有する株式/ユニットおよび非居住者株主/投資主に対するボーナス株式/ユニットの発行・輸出を示す明細書を、翌月 5 日までに、中央銀行の統計・データウェアハウス部 (fca.stat@sbp.org.pk) に、付録 V-95A および 96A のフォーマットで電子的に提出する必要がある。さらに、認定銀行は、非居住者が保有する株式/投資ユニットの完全な記録を保持するものとし、これには、外国為替による投資原資の証明書および上記で詳述したその他の書類が含まれ、中央銀行の検査チームによる監査のためにこれを提出するものとする。中央銀行の検査官による監査を受けない限り、いかなる記録も破棄してはならない。

(7) 外国居住者に対する本国非送金ベースによる有価証券、ナショナル投資信託 (NIT) ユニットの発行および同ベースにおける譲渡

- ① 本国非送金ベースで、外国居住者受取りの全てのパキスタン有価証券の発行が認められる。支払いは外貨またはパキスタン・ルピーで行うことができるが、有価証券は購入者のパキスタン住所に登録され、かつ当事者により、いかなる時期においても資本および生じた利益・配当金の本国送金を請求しない旨を明らかにした保証書を提出すること。

最終更新日：2024年2月21日

- ② 上記の有価証券は購入者のパキスタン国内住所に登録され、いかなる時期においても資本および生じた利益/配当金の本国送金を請求しない旨を明らかにした保証書の提出により、同様のベースで国内外の居住者に譲渡することができる。
- ③ 外国居住者が保有する本国非送金ベースの株式も、資本および配当の本国非送金ベースでの特別配当株/優先株の発行を受けることができる。

5. その他

2021年輸出円滑化スキーム

FBRは2021年7月9日、メーカー兼輸出業者や商業輸出業者を含む輸出業者向けの輸出円滑化スキームを発表し、すべてのスキームを単一手続きに統合した。このスキームは2021年8月14日から実施され、2年間は製造ボンド、DTRE、輸出指向スキームなどの既存のスキームと並行して運営される ([SRO-957 \(1\)/2021](#))。

2022年12月29日付 [SH&SFD 通達 13 号](#)による：2022年7月7日付 IH&SMEFD 通達 11 号に基づき、2022年12月29日に決定された：

政策金利と EFS・LTFF 金利のギャップを現行の 5%から 3%に引き下げる。それにとともに、2022年12月30日以降、EFS (パート I およびパート II) および LTFF による融資のマークアップ率を現行の年率 11%からそれぞれ年率 13%に引き上げる。

さらに、上記の通達で言及されているように、今後 SBP の政策金利が変更された場合、EFS および LTFF の金利は、政策金利と EFS および LTFF の金利のギャップが 3%に維持されるように自動的に改定される。この件に関するその他の指示は変更しない。